

第1章 水道事業ビジョンの改定の趣旨と位置付け

1. 改定の趣旨

本市の水道は、1927年（昭和2年）12月に茨木町水道事業が認可され、1929年（昭和4年）4月に給水を開始してから2018年（平成30年）で約90年が経過します。

この間、9次にわたる拡張事業を行ない、人口の増加や都市の発展に伴う水需要の増加に対応してまいりました。

2009年度（平成21年度）には上水道の給水普及率が、ほぼ100%に達するなど、既に拡張から維持管理の時代へと移行しており、高度経済成長期に整備された水道施設の更新に継続的に取り組むなど、安全・安心な水道水を将来にわたって安定して供給し続ける取り組みが求められることとなります。

今後は、更新が必要な施設量の増大に加えて、東日本大震災をはじめとする大規模災害を踏まえた水道の危機管理の観点を含めた施設及び体制の整備が求められます。

しかし、一方では、近年の人口減少社会への移行、節水機器の普及、大口需要者の地下水利用などによる給水量の継続的な減少等による給水収益の減少などにより、今後の財政収支への影響が予想される中で、必要な施設整備を進めていかなければならないという、これまで経験したことのない事業環境の変化による新たな課題が生じています。

そこで、本市水道事業では、水道事業を取り巻く環境の変化や今後の水道事業の課題に対応した戦略的な事業展開を図るため、厚生労働省の『新水道ビジョン（2013年（平成25年）3月策定）』の政策課題である安全、強靱、持続の観点を踏まえ、2009年度（平成21年度）に策定した『茨木市水道ビジョン』を『水道事業ビジョン作成の手引き（2014年（平成26年）3月19日付け健水発319第4号厚生労働省健康局水道課長通知）』に基づき『**茨木市水道事業ビジョン**』として改定いたしました。

今後は、これらをもとにお客さまのニーズに対応した50年先も信頼される水道を目指して事業を推進してまいります。

2. 位置付け

本ビジョンの上位計画である、本市の総合計画『第5次茨木市総合計画』では、“ほっといばらき もっと ずっと”をスローガンに、“ともに支え合い、健やかに暮らせるまち”などの6つをまちの将来像とし、これを実現するための施策を示しています。この中で、水道事業は、良好な水質の維持はもちろんのこと、水道施設の耐震化の推進により災害への備えを充実させる役割を担っております。

一方、厚生労働省は『新水道ビジョン』を推進するために、安全（水道水の安全の確保）、強靱（確実な給水の確保）、持続（供給体制の持続）の3つの観点から、各事業体に水道事業ビジョン（長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業計画）の策定を求めています。

また、大阪府では、府域水道の将来像と水道整備の方向性を示す『大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）』、用水供給元である大阪広域水道企業団[※]においては、『大阪広域水道企業団将来構想（WATER WAY2030）』が改定されています。

そこで、本ビジョンは、『第5次茨木市総合計画』、『新水道ビジョン』及び『おおさか水道ビジョン』の視点到留意し、本市水道事業が理想とする将来像を明示するとともに、その実現に向けて当面の概ね10年間（計画期間2018～2027年度（平成30～39年度））に取組む方策と目標を示した、本市水道事業の最も基本となる計画として位置付けます。

本ビジョンの実現に向けての具体的な実施計画である「経営戦略」（2019年（平成31年）4月策定予定）を策定するとともに、社会情勢や財政状況などの変化を踏まえ、定期的な見直しを図りながら実行してまいります。



図表 1-1 茨木市水道事業ビジョンの位置付け

【大阪広域水道企業団】大阪府が運営していた水道用水供給事業（水の卸売業）を府に代わり府内42市町村で共同経営するため、2010年（平成22年）11月に設立され、2011年（平成23年）4月から府内の市町村に用水供給を行っている組織。（一部事務組合）